

## 動物福祉・愛護における獣医師の役割

佐伯 潤<sup>†</sup> (日本獣医師会動物福祉愛護職域担当理事)

獣医師となって以来、主として小動物臨床に従事してきたが、今回、動物福祉愛護職域担当理事を務めることとなった。日々の診療業務に加え、以前から大阪府の災害時の動物救護対策に関わっており、日本獣医師会においても災害時動物救護に係るガイドライン改

定委員会や災害時動物救護対策検討委員会の委員として、災害時動物救護の地域活動ガイドライン及び日本獣医師会災害対策マニュアルの策定に携わった。また、Veterinary Forensics (法獣医学)に関心を持っており、独自に学び経験を積む中で、環境省の動物虐待等科学的評価研修会等で講師を務めている。このような経験から、動物福祉と動物愛護、そしてこれらに関わる課題への対応における獣医師の役割について考えることを通じて、職域担当理事としての所信としたい。

はじめに用語について考えたい。動物愛護という言葉が意味するものは日本独特のもので、英訳するのは難しい。5つの自由を基にした概念である Animal Welfare (アニマルウエルフェア)という言葉があるが、愛護という言葉が動物への人間側からの一方通行的な関わり方を連想させるのとは大きく異なる意味の言葉である。アニマルウエルフェアの日本語訳として、動物福祉という言葉が用いられることもあるが、これも本来の意味からは異なるとの意見もある。

また、動物福祉という言葉については、人の福祉と混同され、生存権に関連する社会保障制度を連想させるという理由で安易に用いられるべきではないとの考えがある。そのためアニマルウエルフェアは、現在のところ、家畜の飼養管理に対して用いられる言葉とされて、適切な日本語訳がないことから、カタカナ表記が用いられている。現状では犬や猫などの家庭飼育動物に対しては、動物福祉や動物愛護という言葉を用いるしかなく、本稿においては部会名にもなっている動物福祉・愛護という表現を用いることとする。

日本獣医師会の動物福祉・愛護部会には、常設委員会として動物福祉・愛護委員会と個別委員会として学校動

物飼育支援対策検討委員会と日本動物児童文学賞審査委員会がある。今期、常設委員会である動物福祉・愛護委員会に与えられた検討課題は、「緊急災害時動物救護活動と獣医療提供体制復旧支援の取組みについて」である。これを受け、今後の常設委員会における具体的な取組みとして、日本獣医師会の危機管理体制を整備していくとともに、地方獣医師会と活発に情報交換を行い、災害発生時の情報収集能力の向上と支援・受援体制の構築につなげていきたいと考えている。ここ数年、度重なり発生する自然災害の度に同行避難の問題等、動物救護活動について大きな関心が向けられている。しかし、多くの人々が被災し、動物の飼育世帯数が3割程度といわれている状況を考えて、動物の救護活動を優先的に取り組むことに広く理解を得るのは容易とはいえないのが現状である。

一方で、被災地では、人と動物の共通感染症の発生や、逸走動物や放置動物による咬傷事故の増加等の公衆衛生上の問題も発生する。また、動物飼育者の避難行動の遅れや動物との避難生活における健康問題は、人命や人の福祉上の問題でもある。災害時の動物救護対策や被災地の獣医療体制の維持と復旧支援対策は、動物の福祉・愛護に貢献するのみではなく、被災者の方々の健康や福祉及び被災地の公衆衛生対策にも貢献するものでもあり、One Health アプローチが必要とされる分野でもある。社会全体の理解を得ながら被災動物への対応を進めていくためには、One Health の考え方は一つの足掛かりとなるであろう。

現在、日本獣医師会では、被災地で活動する獣医師等から構成される VMAT (Veterinary Medical Assistance Team: 災害動物医療支援チーム) を中心とした被災動物救護対策の構築に取り組んでいる。動物の救護体制が整備されていることを周知し、理解を広めることにより、動物の飼育者の円滑な避難行動や避難所や仮設住宅における衛生的な動物飼育につながる可能性がある。また、災害に関わる医療や福祉関係機関との連携により、被災地の公衆衛生対策にも貢献できる可能性も大きい。平時だけではなく、災害という非日常的な状況においても、適切な獣医療を提供し、動物福祉・愛護に配

<sup>†</sup> 連絡責任者: 佐伯 潤 (くずのは動物病院)

〒594-0006 和泉市尾井町 1-1-31 ☎・FAX 0725-44-0209 E-mail: jun.vet@mxv.mesh.ne.jp

慮し、被災地の公衆衛生の維持に貢献する活動を行うことは、獣医師あるいは獣医師会の大きな使命だと考えている。

2019年に動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、また、愛玩動物看護師法が新たに制定された。動物の愛護及び管理に関する法律の改正においては、動物の適正飼養のための規制が全体的に強化された。獣医師にとって特に重要なのは、マイクロチップの義務化と動物虐待への対応であろう。犬猫の繁殖業者等を対象にマイクロチップの装着・登録が義務付けられ、義務対象者以外は努力義務とされた。所有者明示が推進されることにより、適正飼養や迷子動物の返還率向上、災害発生時対策等、動物福祉・愛護分野における期待は大きい。

動物虐待への対応については、罰則が強化されたほか、動物虐待を具体的に定義し、獣医師に対して、虐待された疑いのある動物を発見した際には、都道府県等にすみやかに通報することが義務化された。動物虐待は、警視庁や環境省の資料によると、年々増加傾向にあり、今回、法律によって義務とされたことは社会的に非常に大きな意味を持っている。しかし、現状では日本の獣医学教育において、動物虐待についての教育が十分実施されているとは言えず、臨床現場での関心や意識も高いとはいえない中で、適切な虐待の臨床診断の実施や通報の受け入れ体制とその後の対応の枠組みなど、多くの課題が存在している。

一方、多頭飼育問題は、貧困や社会的孤立、精神疾患との関連性も指摘されており、動物の福祉としての問題だけではなく、人の福祉の問題でもあると認識されはじめている。また、犬猫等への暴力行為や遺体の損壊は、子どもへの虐待や殺人事件へも発展する可能性があることが知られており、地域社会の治安上の問題ともなっている。このように、動物虐待への対応は、動物と人と社会とが相互に関連しており、One Healthという考え方が必要になってきている。今回の動物虐待症例の通報義務化には、解決すべき課題も多いが、獣医師の社会的役割に大きな期待が寄せられている証でもあり、真摯に取り組む、その期待にしっかりと応えていくべきである。

また、今回の改正では、動物愛護管理センターの業務について規定され、動物愛護管理担当職員の位置付けの明確化や必置化などが含まれている。行政獣医師の業務が動物福祉・愛護分野に広がり、より重要視されていく中で、従来までの主な職域である畜産や食品・環境衛生分野に比べて多様な考えを持つ人や団体が増えることが多く、より複雑な対応を迫られることが多くなっている。そのような状況に対応するためには、人材の充実とともに、より広い視野を持ち、獣医師会や臨床獣医師、大学を含むさまざまな団体等と連携をはかっていくことが不可欠である。

今回新設された愛玩動物看護師法により、小動物臨床に新たな国家資格者が携わることとなり、チーム獣医療体制の整備・充実に大きな進歩となった。愛玩動物看護師の資格は、農林水産大臣と環境大臣とが主務大臣となっている。その業務には、獣医療に関わる愛玩動物の診療補助や看護だけでなく、動物福祉・愛護に関わる愛玩動物の愛護・適正な飼養に係る助言その他の支援も含まれている。より具体的には、人と動物の共生に必要な基本的なしつけのほか、動物介在教育（Animal Assisted Education：AAE）や動物介在活動（Animal Assisted Activities：AAA）への支援、災害発生時の被災動物適正飼養のための支援等が挙げられており、動物福祉・愛護の分野においても、獣医師の強力なパートナーとなる可能性がある。

動物福祉・愛護については、ともすると感情的な議論になってしまう可能性もある中で、動物の状態や飼育環境の評価には科学的なアプローチは必須であり、種々のエビデンスに基づいて判断していくべきものである。愛玩動物看護師の教育制度が整備されていく過程において、獣医学領域では取組みが遅れている動物の福祉や虐待についても教育や学術研究が積極的に行われていくことにも期待している。

多くの人々が、犬や猫等の家庭飼育動物は家族の一員であると考えようになってきている。また、殺処分ゼロや地域猫、多頭飼育問題など、動物に関する話題が報道される機会が多くなり、社会的な注目を浴びることも増加している。

しかし、その一方で、家庭で飼育される動物の数は減少傾向にあるとされている。また、動物を飼育している学校も減少しており、子ども達と動物達との距離は離れ、接点も少なくなっているように感じる。動物や人の命を軽視した事件が頻発することとの関連性も考えざるを得ない。

教育現場において、動物の健康や福祉・愛護にも配慮しながら子ども達に命を感じ、考える機会を提供していくためには、獣医師の積極的な関与は重要であり、制度化されていくことも必要であろうと考える。そのためには、エビデンスの蓄積と獣医師という専門職に対する社会の理解をより深めていく必要もある。個別委員会として設置されている学校動物飼育支援対策検討委員会の役割は大きいと考えている。

長い歴史の中で、人は動物達を必要とし、家畜化し、パートナーあるいは生きる糧として、ともに生きてきた。しかし、社会の変革に伴って、価値観も多様化し、人々の動物達に対する考え方や距離感も多様なものになってきている。

そのような中で、実験動物や殺処分ゼロに関わる議論とも関連し、動物の愛護及び管理に関する法律の改正に

関わる議論の中では、動物の安楽死についても取り上げられ、獣医師あるいは獣医学が果たすべき役割に期待が寄せられた。とても重く、深く、難しい問題であるが、獣医師として避けることのできない問題であり、獣医療あるいは動物福祉・愛護の観点から、真摯に向き合い、対応していかなければならない問題である。

動物福祉・愛護については、国際化の中で、今後益々注目され、その重要度は増すものと思われる。しかし、現状では、獣医師のこの分野への関心や理解は十分とはいえない。われわれ獣医師には、動物に関わる国家資格者として、社会における人と動物の関係や動物の福祉・

愛護について、考え、判断し、対応していく責任があり、またその期待も寄せられている。獣医師による動物虐待の通報義務化への対応や愛玩動物看護師の国家資格化を契機に関心を高め、社会からの負託に応えていかなければならない。

動物虐待や適正飼養など動物の福祉・愛護に関わる問題は、感染症対策などの問題と同様に、広く公衆衛生に寄与し、One Healthアプローチが求められている問題であることが理解され、より広く深い議論がおこなわれるべきである。それが人と動物の真の共生社会を目指すための道の一つでもあると信じている。